

令和8年8月24日

東松島市議会議長 石森 晃寿 様

(会派名) 自民党新清風会

代表者氏名 井出 方明

会派活動実施報告書

東松島市議会政務活動費をもって、下記の会派活動等を実施したので、報告します。

1 会派活動の項目（該当を○で囲む）

○調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要望・陳情活動費、会議費

2 活動名称：自民党新清風会行政視察研修

3 実施期日：令和8年7月28日（火）～7月30日（木）

4 活動成果：

・福岡県糟屋郡志免町

志免町では、九州で初めて制定された「子どもの権利条例」に基づき、子どもを、地域社会を共につくる主体として捉える取組みを先進的に進めていた。特に独立した第三者機関としての「子どもの権利相談室（スキッツ）」や「救済委員」による迅速な救済システムを構築している点が特徴である。また、中高生を中心に居場所を提供する「リリース」の運営や、子ども自身が啓発を企画・運営する「子ども実行委員」の募集など、権利保障を理念にとどめず具現化していた。家庭・学校・地域が一体となって子どもの権利を理解・尊重する環境づくりは大変参考となり、本市においても子どもを中心に置いた子育て環境づくりや条例制定に向けた有効な知見を得ることができた。



・福岡県豊前市

福岡県豊前市において、キャッシュレス商品券「ぶぜんぺい」および「一般社団法人パレットぶぜん」の取組みについて行政視察を行った。

「ぶぜんぺい」の視察では、1円単位の利用や会計のスムーズさといった高い消費者利便性を確認した一方、換金時の振込手数料やレジの非対応などが壁となり、小規模店舗での導入が進みにくいというデジタル化特有の課題が明確になった。

「パレットぶぜん」では、業務を細分化・再設計して子育て世帯やシニアの就労・社会参加を促す仕組みや、スマホ教室を通じた多世代交流の拠点づくりを学び、行政と民間の柔軟な役割分担による地域課題解決の重要性を実感した。

さらに今回の視察にあたり、西元健豊前市長を表敬訪問した。平成30年の友好都市提携以降の交流や、東日本大震災時に豊前市から7年間にわたり3名の職員が長期派遣されたことへの深い感謝を伝えた。併せて、東松島市の復興記念館に設置した顕彰銘板を紹介し、市長や派遣職員の来訪を打診したところ、議会へ提案していきたいとの意向が示された。

・福岡県糟屋郡新宮町

福岡県新宮町にて、「先進的な魅力あるまちづくり」および「部活動の地域展開」に関する行政視察を行った。

「先進的な魅力あるまちづくり」は新宮町では、JR新宮中央駅の整備と土地区画整理を連動させ、約1万人の人口増加を実現している。「海から山をつなぐまちの骨格軸」をコンセプトに、駅周辺へ住宅・商業・公園などの都市機能を集約した「歩いて暮らせるまち」を形成していた。人口増に伴う渋滞対策としてのスマートIC整備検討や学校等の基盤整備から、将来の維持管理や財政負担まで考慮した持続可能なまちづくりの重要性を学んだ。

「部活動の地域展開」休日の部活動運営を民間事業者へ委託する一方、教員の兼職兼業を活用することで、指導者や練習場所、保護者負担などの活動環境を維持し、生徒が安心して活動ができる工夫を確認した。また、早期の検討委員会設置やコーディネーター配置といった段階的な準備体制の重要性を実感した。

本市の特性に即した持続可能な都市構造と教育環境整備のあり方を検討していく。

5 添付書類：別添のとおり

視察報告書

視 察 先	福岡県志免町役場
視察日程	令和 8 年 7 月 28 日（火）15 時～16 時
視察項目	子どもの権利条例と子どもの権利救済制度について
出 席 者	志免町議会 総務文教常任委員会 丸山 真智子 委員長 志免町子育て支援課 太田 成洋 課長 志免町子育て支援課 大津 有夏 課長補佐 志免町子育て支援課子育て支援係 稲永 智信 主事 志免町子育て支援課子育て支援係 平田 恵子 係長

（1）視察概要

福岡県志免町は福岡都市圏の中心付近に位置し、人口約 46,000 人（令和 8 年 7 月 1 日現在）である。福岡市中心部まで車で約 10 分、福岡空港にも隣接する交通利便性の非常に高い人口密度の高いベッドタウンである。かつては炭鉱の町として栄え、国の重要文化財である「竪坑櫓」が町の歴史的象徴となっている。

志免町は、九州で初めて「子どもの権利条例」を制定した自治体である。制定の契機は、平成 13 年（2001 年）12 月議会における一般質問（女性議員等による提案）であった。これを受け、町は職員を中心とするプロジェクト会議を設置して検討を進め、教員や相談員を含めた現状把握を実施した。その結果、条例策定が不可欠との結論に至り、平成 16 年には大学教員や公募委員による「条例制定委員会」を設立した。

委員会では、子どもや大人を対象としたアンケート調査をはじめ、子ども参加型イベントや中学校でのヒアリングなど、約 5 年間にわたる丁寧な市民参画と合意形成の手続きを経た。こうして作成された条例案は、平成 18 年 12 月議会において全会一致で可決され、平成 19 年 4 月 1 日より施行された。

（2）子どもの権利条例の基本理念と特徴的構成

本条例は、「子どもの権利条約」の 4 つの柱である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」に基づき、「子どもはこうあるべき」という大人の視点ではなく、「子どもの最善の利益」を最優先することを基本理念としている。全 7 章・27 条で構成される総合条例であり、主たる特徴として、権利の理念を規定するにとどまらず、独立した「相談・救済機関」の設置および「子どもの居場所」の開設を条例上明記している点が挙げられる。ま

た、町民等への普及のため、平易な解説文を加えた黄色冊子を作成し、周知に努めている。

（３）条例に基づく具体的施策および運用の実際

志免町では、条例の実効性を確保するため、多角的な事業・運用が展開されている。

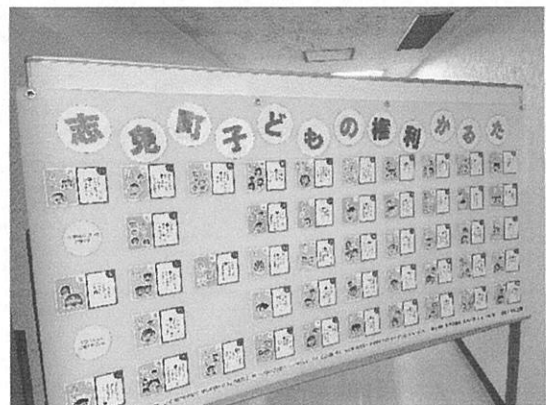
- ① 普及啓発と居場所づくりである。11月20日を「子どもの権利の日」と定め、ライトアップやイベントを実施している。平成19年7月には、中高生の居場所不足を背景に居場所「リリーフ」を開設した。民間委託により年末年始を除き毎日開設され、卓球や学習等の場を提供や、多様化する保護者の就労・子育てニーズへの対応と、待機児童の解消・負担軽減にするため、出張リリーフや小学生の受入試行など対象の拡大を図っている。
- ② 相談・救済システム（通称「スキッツ」）の運用である。総合福祉施設内に専用の相談室を設け、フリーダイヤルや出張、さらには全小中学校での「お手紙交換」により相談のハードルを下げている。近年の相談傾向としては心身の悩みや交友関係の課題が多く報告されている。
- ③ 啓発活動と地域の巻き込みについて、他者尊重や責任について学ぶ場として、学校の社会科授業や救済委員による出前講演を実施。平成30年度より公募による「子ども実行委員」を発足させ、主体的な啓発を推進、かるた大会や文化祭での啓発を子ども自身が企画・運営している。保護者・地域に対しては、三者面談や地域出前講座、教職員向け赴任時研修などを通じて理解促進を図っている。
- ④ 子どもの権利救済委員および権利委員会制度である。弁護士、社会福祉系大学教員、元小学校長などの第三者機関が、独立した立場から調査・調整・勧告を行う。学校現場との連携においては、事務局（役場）は直接介入せず、救済委員が学校を訪問して対応し、虐待案件については迅速に児童相談所および子ども家庭センターへ通告・連携する仕組みが構築されている。また、「子どもの権利委員会」が施策の実施状況を調査審議し、PDCAサイクルに基づく事務事業評価やアンケートを通じて効果検証を行っている。
- ⑤ 国の「こども基本法」と整合し、時代変化に伴い解説書の見直しを予定。ICTを活用したアンケートや校則検討委員会への生徒参加など、子どもの意見を直接反映させるプラットフォーム構築が進められている。

(4) 財政負担および行政コスト

本事業は国・県補助金を伴わない町単独事業で継続されている。具体的には、権利委員会予算として約 600 千円（委員 10 名以内）、救済委員予算として約 1,215 千円（委員 3 名以内、月 1 回の来所・相談対応および会議費用等）が計上されており、限られた財源の中で非常に高い実効性を維持している。

(5) 所感

- ① 子どもを単に「保護・支援される対象」として捉えるだけでなく、権利を持ち主体的に社会に関わる「一人の人間」として尊重することの本質的な価値を深く実感した。
- ② 志免町の「子どもの権利条例」の最大の強みは、相談・救済機関「スキッツ」や居場所「リリーフ」、さらには子ども自身が企画運営を行う「子ども実行委員」といった実効性ある具体的施策へ確実に落とし込んでいる点にある。
- ③ 本市においても、“子どもを中心に置いた子育て・教育環境づくり”は極めて重要な政策課題である。志免町の取組から得られた知見は、本市の未来を担う子どもたちの権利保障と健全育成を考える上で多大な示唆を与えてくれる。行政、家庭、学校、そして地域社会が一体となり、子どもの声を真摯に聞き受け止める環境を整備することは、子育て世代の定住・定着にも直結する。
- ④ 本市の実情や地域資源に即した「子どもの権利保障および救済のあり方」について精力的に調査・研究を進めたい。子どもたちが「自分は大切にされている」と実感し、「東松島市で育ってよかった」と心から誇りを持てる魅力的なまちづくりの実現に向け、政策提言ならびに議会活動に注力していきたい。



視察報告書

視 察 先	福岡県豊前市役所
視察日程	令和 8 年 7 月 29 日（水）10 時～11 時 30 分
視察項目	キャッシュレス商品券（ぶぜんぺい）について
出 席 者	豊前市議会事務局 松本 尚美 次長 豊前市商工観光課 山本 隆行 課長 豊前市商工観光課 樋山 貴洋 係長 豊前市商工観光課 園田 紗風 氏

（１）豊前市概要と本市との深遠な友好関係について

福岡県の東南端に位置する豊前市は、周防灘に面し、豊かな自然環境と歴史的背景を有する人口約 22,650 人（令和 8 年 7 月現在）の自治体である。東松島市と豊前市は、平成 30 年（2018 年）5 月 8 日に友好都市提携を締結して以来、多角的な友好交流を重ねてきた。特に東日本大震災後、本市へ多大な支援をいただいたことである。豊前市からは平成 25 年度から令和 2 年度までの 7 年間にわたり、延べ 3 名の行政職員が本市に派遣され、本市の復興に多大な貢献を果たされた。現在、本市の東日本大震災復興記念館にはその功績を顕彰する銘板が掲げられており、今回の視察においても西元健市長および岡本清靖議長への表敬訪問を通じ、長年の深情に対する深い感謝の意を伝えけるとともに、今後の更なる都市間交流の発展を確認した。

（２）プレミアム付商品券事業の変遷と「ぶぜんペイ」導入背景

豊前市におけるプレミアム付商品券事業は、地域経済の活性化と消費喚起を目的に、平成 21 年度より豊前商工会議所が主体となり市と連携して継続実施されてきた。従来の紙媒体による商品券運用に加え、令和 5 年度からは福岡県による「地域商品券のデジタル化推進（一定割合のデジタル化促進）」方針を受け、スマートフォンアプリを活用したキャッシュレス商品券「ぶぜんペイ」の本格運用を開始している。

紙の利便性を享受する高齢者層等への配慮から「紙とデジタルの併用運用」を選択し、令和 7 年度の実施時には、プレミアム率 20%のもと、発行総額 2 億 4,000 万円（紙：1 億 4,400 万円、デジタル「豊前ペイ」：9,600 万円）の規模で展開された。デジタル化のシステム提供者には、近隣自治体での実績や低トラブル率を考慮し「株式会社まちのあさ」が選定され、初期費用 250 万円、年間運営費約 480 万円（コールセンター運営費等を含む）を計上して運用され

た。なお、この運営費については全額県の補助金を充当することで市財政の負担軽減を図ってきた。

(3) 「ぶぜんペイ」の具体的仕組みと運用

「ぶぜんペイ」の購入・利用プロセスは、市内居住かつスマホ・タブレット保有者を対象に設計された。購入希望者は専用アプリから事前抽選を申し込み、当選通知後にコンビニエンスストア等で現金をチャージすることでプレミアム分が残高に付与される仕組みである。購入上限は1人当たり10万円に設定され、チャージ未実施者によるキャンセル分に対しては一次から四次抽選まで再抽選を行うことで完売に至っている。

一方で、紙の商品券は「世帯単位（1世帯5冊まで）」で上限管理を行っているのに対し、デジタル商品は「端末（電話番号）単位」での管理となるため、同一世帯内での重複・厳格な同一制御が困難であるというシステム上の制約・制約差が生じている。

(4) 地域経済波及効果と課題

デジタル化の導入は、消費者視点および大型店舗視点において絶大な効果をもたらした。消費者にとっては「1円単位での細かな決済」「会計時のスムーズさ」「購入時の行列解消や紛失リスクの回避」といった利便性が実現した。また、決済店舗側にとっても、現金の数え上げや換金手間の大幅な削減という大きなメリットが享受された。

しかし、利用において以下の問題が挙げられる。

- 1) 加盟店数の大幅な乖離：紙の商品券取扱店が154店舗であったのに対し、「豊前ペイ」対応店舗は74店舗と、約半数にとどまった。
- 2) 消費の大型店集中：利用金額の割合において、個人商店等の地元店が約2割に留まったのに対し、チェーン店や大型店が約8割を占める結果となった。
- 3) 振込手数料とレジ対応のハードル：小規模店舗において導入が進まない最大の要因として、キャッシュレス換金時に発生する「1回あたり550円」の振込手数料負担や、専用アプリ・端末操作への抵抗感が挙げられた。利益率の低い小規模店では、換金手間の削減メリットよりも手数料の負担感が勝るためである。
- 4) 事業停止：令和8年度においては、市の中学校再編等の大型事業に伴う財政事情の圧迫や、プレミアム原資を直接的な子育て支援施策へ振替配分する行政判断により、商品券事業（紙・アプリ共に）自体が全面停止（当面見送り）となる事態に至った。これにより専用アプリも現在は利用停止状態となっている。

(5) 所感

デジタル地域経済施策の構築、地域商品券のデジタル化（地域キャッシュレス決済）にあたっては、本市の実に即した設計を行うことが必要であり、調査研究を重ねる必要がある。

①消費者利便性の向上や大型店におけるレジ・換金事務の効率化という点において、デジタル化の有用性は極めて高い。しかし、地域経済循環の主軸であるべき地元小規模店舗において、取扱店数が紙の半数に落ち込み、消費の8割が大型チェーン店に流れたという実績は、単にデジタル手法を導入するだけでは「地域内経済の循環」という本来の目的を果たしきれない危険性を示している。特に、1回550円の振込手数料負担やレジでのアプリ非対応といった小規模店のリアルな障壁に対し、適切な緩和策や支援構造を組み込むことが不可欠である。

②事業の持続可能性という観点においても、県の補助金依存や市の財政状況による急な事業停止など、デジタルインフラを「一発型の消費喚起策」としてのみ運用することの限界を強く感じる。アプリ開発やシステム運用にコストを投じるのであれば、プレミアム商品券の発行にとどまらず、健康ポイントやボランティア活動などの地域貢献活動（地域ポイント）との連携、行政サービスのデジタル化へ拡張できる持続的なプラットフォームとして設計が必要である。

③本市においても「3割増し商品券」など地域経済活性化施策が継続されているが、今後DX推進の一環としてデジタル商品券や地域通貨の導入を検討する際には、豊前市の先進的なトライアルと直面した課題から以下の3点を反映させるべきである。

1) 店舗規模に応じた設計と小規模店支援：本市で導入する際は、専用券（地元小規模店専用）と共通券（大型店含む）の枠組みをデジタル上でも厳格に区別して発行する手法や、小規模店に対する振込手数料の助成・レジ操作サポート体制を初期段階から組み込むことが必須である。

2) デジタル格差（デジタルデバイド）への丁寧な対応：高齢者の多い地域特性を踏まえ、購入時のスマホ講習会や来庁での対面サポート体制を継続し、誰一人取り残さない配慮を行う必要がある。

3) 多目的・持続可能なシステム基盤の構築：単年度の消費喚起事業で終わらせず、健康増進や地域活動参加と連動したポイント制度など、中長期的に地域社会に定着するデジタル基盤としての活用も検討すべきである。



視察報告書

視 察 先 一般社団法人パレットぶぜん（福岡県豊前市）
視察日程 令和 8 年 7 月 29 日（水）14 時～15 時
視察項目 パレットぶぜんにおける地域課題解決の取り組みについて
出 席 者 一般社団法人パレットぶぜん 専務理事 一木 泰
豊前市役所 総務部 総合政策課 地域創生推進係 郡司掛 ひろみ

（１）法人の成り立ちと設立背景

一般社団法人パレットぶぜんは、厚生労働省の「障害環境地域づくり整備事業（モデル事業）」の採択を目指した企画提案を契機として発足した。初期は任意団体（「豊前生涯活躍地域づくり協議会」）としてスタートし、有識者会議、社会福祉協議会、シルバー人材センター等との協働により構築され、その後、より親しみやすく多世代に開かれた組織を目指して「パレットぶぜん」へとリブランディング・改称された。

豊前市では、2050 年頃に現役世代（15～64 歳）と高齢者（65 歳以上）の人口が逆転する見込みであり、行政単独での従来型サービス維持が困難になることが懸念されている。このため、早期から多世代で支え合う地域体制を準備・整備することを目的として推進された。

行政との連携において、豊前市は制度・インフラの担保および公平性の保持を担い、パレットぶぜんは民間の柔軟性を活かして実践と提案を行うという明確な役割分担がなされている。同市からは「地域再生推進法人」として認定されており、行政の公式なパートナーとして地域課題の解決の一翼を担っている。

（２）事業概要と基盤の仕組み

パレットぶぜんは「仕事を軸に多様な市民の活躍の場を創出すること」をミッションに掲げ、直接雇用や労働者派遣ではなく、業務委託スキームによる「人と仕事のマッチング」を行う「お仕事パレット」を基盤事業として展開している。

地域内にある従来の求人・就労枠ではすくいきれなかった業務ニーズに対し、仕事を細分化・再設計して個人ごとの生活状況や能力に合わせる工夫がなされ、例えば、民泊運営において「チェックインから清掃までの一連業務」では従事できない人に対して、「チェックアウト・清掃業務のみ」に切り出して設定することで、子育て中の女性やシニアが短時間から関われる仕組みを作り出している。

(3) 具体的事業内容

- 就労支援・仕事のマッチング（お仕事パレット）
求人チラシや仕事体験イベント、無償のスキルアップ勉強会などを組み合わせ、清掃、介護施設のレクリエーション、地域の受託作業など多彩な機会を提供している。登録者は460名超、登録事業者は150社を超え、延べ880件以上の仕事機会を提供。
- 高齢者支援・社会参加（スマホ教室）
市が実施するスマホ教室に対し、パレットぶぜんから講師および1～2名のサポート人員を派遣。単なるデジタル機器の操作指導にとどまらず、外出支援や交流の場づくり、社会的孤立の防止を目指した運営を行っている。
- 拠点活用（古民家「一木呉服店」の再生）
明治19年創業の古民家（一木呉服店）を活動拠点兼事務所として整備し、登録有形文化財の申請準備も進めていた。カフェ機能や体操・脳トレ講座、落語会、地域伝統文化に関わるイベントなどを開催し、住民や観光客が気軽に立ち寄れる交流・相談拠点として機能している。

(4) 運営上の課題

- 収益構造と案件確保の難しさ：業務委託型・手数料モデル（仲介料収入）を採用しているため、一案件当たりの単価・利益が限られている。十分な事業収入を得るためには相当数の案件稼働が必要だが、地方都市における定期的な仕事量の確保には限界がある。
- 仕事の切り出しにかかる人件費・労力コスト：現場の事前確認、作業の細分化・見積もり調整、稼働者の適性見極めやフォローなどに多大な人的手間がかかり、事務局の負担が重い。
- 財源の持続可能性：現在の主な財源は、国のモデル事業受託費や市の委託金・補助金等に依存しており、完全な自主財源による自立的運営の確立が今後の課題である。

(5) 今後の展望（「3つのパレット」構想）

今後は全ライフステージを包括的に支える循環型地域社会を目指し、「3つのパレット」構想を推進して行く。

1. お仕事パレット：基盤としての就労支援・経済的自立・社会参画の継続。
2. 子どもパレット：閉鎖された保育園跡地等を活用し、週末を中心に親子が安心して過ごせる居場所いぜんや各種教室・イベントの運営（2026年6月開始）。

3. 大人パレット：高齢者をはじめとする多世代を対象に、生涯学習や生きがいがづくり、多世代交流プログラムの本格化。

また、道の駅等と連携した特産品開発（地ビールや地場産品を活用した高付加価値商品の開発等）を通じて自主財源の拡充と地域活性化を図る方針。

（6） 所感

①一般社団法人パレットぶぜんへの視察を通じて、同法人が単なる労働力不足の解消や就労斡旋の枠組みを超え、「仕事」「居場所」「社会参加」「世代間交流」を一体的に創出する優れた中間支援組織として機能していることを実感できた。

②特に感銘を受けたのは、地域にある既存の業務を「細分化・再設計」という発想である。従来のフルタイムや決まったシフトでは働けない子育て世代やシニア層に対し、時間や内容を短時間・小単位に切り出すことで、無理なく個人の状況に応じた社会参加の機会が生み出されている。また、スマホ教室の取組においても、単に「デジタルツールの使い方講座」として完結させるのではなく、高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出・対話・交流を促す「社会参加のきっかけ」として位置付けている点は、本市における高齢者福祉・福祉増進の観点からも極めて示唆に富んでいる。

③人口減少と高齢化が確実に進行する本市（東松島市）においても、行政サービスのみで多様化・複雑化する地域課題のすべてに対応することには限界があり。これからは、「支援する側（行政・福祉事業者）」と「支援される側（住民）」という固定化された関係性を問い直し、子どもから高齢者まで誰もが地域の中で何らかの役割を持ち、お互いを支え合える仕組み（多様な参加機会）を構築することが不可欠である。

④パレットぶぜんが提示する「子ども・大人・仕事」を一体的に束ねる「3つのパレット」構想や、歴史的建築物である古民家を再生して多世代の集う拠点とする手法は、地域コミュニティの再構築に向けた実効性の高いモデルである。

本市の地域特性や既存の地域資源（市民活動団体、食・農・観光資源、空き店舗・公共施設等）を綿密に検証した上で、民間団体との柔軟な連携による「居場所づくり」「多様な働き方・役割の創出」「持続可能な中間支援体制の構築」について、さらに調査・研究を進めて行く。



視察報告書

視 察 先 福岡県新宮町役場
視察日程 令和 8 年 7 月 30 日（木）10 時～11 時 30 分
視察項目 先進的な魅力あるまちづくり及び部活動の地域展開について
出席者 新宮町議会 議長 松井和行
 議会事務局 局長補佐 上野将司
 都市整備課 課長 内兼久康宏
 都市整備課 課長補佐 梅見周平
 都市整備課 主事 植木 竣将
 学校教育課 課長 三船史郎
 学校教育課 主幹 落石貴博
 学校教育課 部活動地域展開コーディネータ 吉村治久

【1】まちづくりについて

（1）新宮町の概要

福岡県新宮町は、福岡市東区、古賀市、久山町に隣接する、面積約 18.93km²（1,893ha）のコンパクトな自治体である。西側は玄界灘沿いの白砂青松の松林、東側には立花山や原生林（玄海国定公園区域）が広がり、沖合には離島・相島を擁するなど豊かな自然環境に恵まれている。交通アクセス面では JR 鹿児島本線や国道 3 号が走り、福岡市博多駅まで約 20～25 分という優れた立地特性を有している。令和 8 年 3 月末時点の人口は 33,227 人、高齢化率は約 19.8%であり、全国的に人口減少が進む中で人口増加が続いている。

（2）まちづくりの経緯と成果

かつて新宮町は町内に JR 駅が存在せず近隣駅に依存していたほか、上下水道の処理能力不足がボトルネックとなり開発や人口増加が抑制されていた。しかし、地下式で上部を緑地公園化した浄化センターの新設を契機に開発機運が高まり、JR 新宮中央駅の誘致および地権者組合施行による土地区画整理事業を推進した。まちづくりのコンセプトとして「次世代に継承する居住交流拠点」を掲げ、新駅を核として海から山を東西につなぐ新たな骨格軸を整備した。軸の南側に商業ゾーン、北側に住宅ゾーンを配置し、歩いて暮らせるコンパクトシティの形成を図った。この都市整備とインフラ改善の連動により、開発前に約 25,000 人弱であった人口は現在約 33,000 人へと約 1 万人増加する大きな成果を上げている。

（３）人口増加に伴う課題と対応

急激な人口増加、特に子育て世代（40代前半等）の流入に伴い、小中学校や保育施設など既存教育施設のキャパシティが限界に達した。これに対し町は「新宮北小学校」や「新宮東中学校」を新設した。新設校では、旧池の造成地に雨水調整池（1,000t）を整備して浸水対策を図るとともに、隣接する新宮ふれあいの丘公園と一体化した防災支援活動拠点を構築するなど、先進的な公共施設整備を実施している。

（４）課題と今後の展望

人口増に伴う交通渋滞や、町内の東西移動が県道1路線に依存している点が喫緊の課題となっている。今後は南北の交通軸に対して東西の横軸（都市計画道路）を強化して交通分散を図る方針である。さらに、スマートICの設置検討および周辺約50haのまちづくり開発、下野府地区（約9ha）や三城地区における区画整理事業の推進を通じ、将来的な持続可能性を見据えた都市基盤の再構築を進める計画である。

（５）所感

①単なる住宅開発にとどまらず、交通拠点（新駅）、土地利用、公共施設、自然環境を「海から山をつなぐ骨格軸」として総合的に設計する重要性を深く実感した。駅周辺に商業・住宅・公園を集約し「歩いて暮らせるまち」を実現した手法は、本市の今後の街づくりや拠点整備においても大変示唆に富むものである。

②急激な人口増加は教育施設の不足や交通渋滞、将来的なインフラ維持管理コストの増大といった新たな行政課題を併発させる側面も確認できた。本市においても、単に人口規模のみを追うのではなく、地域特性や既存の交通・公共資産を生かしながら、持続可能な都市構造と質の高い生活環境を両立させる視点を持って政策展開を図るべきである。

【２】部活動の地域展開について

（１）基本方針と推進体制

新宮町では、国のガイドライン（令和4年）を受け、令和5～7年度を改革推進期間と位置づけ検討を開始した。有識者や学校長、地域スポーツ・文化関係者からなる検討委員会を設置し協議を重ねた結果、地域団体の高齢化・会員減等を踏まえ「民間業者委託型」での運用を決定した。同町の取り組みの最大の特徴は、「変わる体制」と「変わらない子どもたちの活動環境」を明確に

区分した点である。生徒の選択肢確保、教員の負担軽減、学校教育との接続という3指針を軸に、子どもや保護者の不安・負担を増大させない過渡期設計を行っている。

(2) 運営スキームと現場の工夫

休日の部活動運営は民間事業者（リーフラス株式会社）へ委託し、休日の運営責任・安全管理・損害保険加入等を同社が担う。指導者については教職員の兼職兼業の仕組みを活用し、指導を希望する教員が民間事業者と雇用契約を結んで休日指導にあたる。これにより、活動場所（従来の学校施設）も指導者も平日と休日で大きく変わらない環境が維持されている。また、休日に関する窓口・統括責任者を一本化することで、出欠管理や事故対応、連絡配信等を迅速化し、教員の休日負担とサービス残業を大幅に削減している。

(3) 費用負担と進行計画

現在、休日活動に関する保護者の追加費用負担は「0円」に抑えられている。全競技の移行が完了する令和11年度以降を見据え、将来的な受益者負担の導入が検討される予定である。拡大計画として、令和7年度の5部活動から順次対象を広げ、令和8年度には計12部活動へ委託を拡大している。事前アンケートの結果でも、事前準備や円滑な移行設計が高く評価され、目的を達成していると総括されている。

(4) 課題と改善に向けた視点

順調な移行の一方で、以下の課題が挙げられている。

1. 兼職兼業に伴う事務手続きやアプリ入力等の煩雑化
2. 顧問の任意制に伴う意識差や報酬を巡る公平性の確保（同一校内での報酬差など）
3. 今後、外部指導者が増加した際の指導の質および学校教育との接続・教育的配慮の担保

町ではコーディネーターの配置や適切な研修を通じてこれらの課題改善を図っている。

(5) 所感

①部活動の地域展開において最も重要なのは、「地域移行の手続きを進めること」自体ではなく、「子どもたちの活動環境と笑顔をいかに守るか」という視点であると再認識した。運営上の枠組みを変更するうえで、子どもたちの練習場所や指導者を維持することは、混乱や不安を最小限にすることは必須である。

②新宮町の制度設計の初期段階から検討委員会を立ち上げ、専門コーディネーターを配置して関係各所との調整を丁寧に行った点も極めて優れている。本市において部活動改革を進める際にも、急激な環境変化による子ども・保護者の負担増や混乱を防ぎつつ、教員の働き方改革と持続可能な地域スポーツ・文化環境の確立を両立できるよう、早期の準備と現場に即した柔軟な体制づくりを推進していきたい。